

帰還困難区域等における鳥獣捕獲等緊急対策事業（復興庁関連事業）



【令和2年度要求額 418百万円（418百万円）】

帰還困難区域内の鳥獣被害を軽減・防止し、避難されている住民の方々の円滑な帰還の促進を目指します。

1. 事業目的

- ① 帰還準備や帰還後の生活及び地域経済再建に支障となる帰還困難区域等における野生鳥獣の生息動向を把握する。
- ② 帰還困難区域内においてイノシシ等野生鳥獣の捕獲を行い、避難されている方々の円滑な帰還の促進を寄与する。
- ③ 福島県や避難12市町村が進める避難指示区域内外の鳥獣対策と連携して実施する。

2. 事業内容

帰還困難区域内等において、狩猟や被害防止目的の捕獲を行うことができない状況などから、野生鳥獣の人里への出没が増加しています。

このため、帰還困難区域内の野生鳥獣をそのまま放置すれば、帰還準備や帰還後の生活及び地域経済の再建に大きな支障が生じることから、イノシシ、アライグマ、ハクビシン等野生鳥獣の捕獲等の対策を行います。

○鳥獣の生息状況調査：カメラトラップ調査、GPSを用いた行動圏調査など

○イノシシ等の捕獲

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
イノシシ	204頭	381頭	286頭	588頭	758頭	949頭
アライグマ	—	—	—	188頭	568頭	849頭
ハクビシン	—	—	—	46頭	92頭	128頭

○捕獲個体の処理：中間処理(軟化処理)、最終処分(焼却処理)

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成25年度～

4. 事業イメージ



捕獲対策



捕獲個体の軟化処理



焼却処理

避難指示区域の概念図(2019年4月10日時点)



お問合せ先： 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 電話：03-5521-8285